

就学・修学・就職のための 給付・貸与制度のご案内



制度を利用されるみなさまへ

◆この案内では、就学、修学又は就職する場合に利用可能な給付・貸与制度の概要を、以下のように対象別に掲載しています。


◎小・中学生 ◎高校・大学等への進学者又は在学者 ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒
◎介護福祉士等を志望する者 ◎保育士を志望する者 ◎ひとり親家庭等 ◎生活保護受給世帯

◆掲載している内容は、令和5年度に実施・予定しているものです。その後、制度が変更・廃止になったり、新たな制度が創設されている場合もあります。詳細については、それぞれの制度の実施機関の取扱窓口やお問い合わせ先でご確認ください。

◆この案内に掲載している制度の他に、国（日本政策金融公庫）・民間の教育ローンや奨学金制度など様々な制度があります。また、高校・大学・短期大学等における学内奨学金・授業料等減免制度が設けられている場合もありますので、それぞれの機関にお問い合わせください。

武雄市教育委員会
(令和5年6月改訂)

◎小・中学生対象

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
経済的に困難な小・中学生の就学援助費 	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者 ※生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると市教育委員会が認めた者	支給額 ○学用品・通学用品費 小学生 1 年生 年額 11,420 円 他学年 年額 13,650 円 中学生 1 年生 年額 22,320 円 他学年 年額 24,550 円 ○新入学用品費 小学生 年額 40,600 円 中学生 年額 47,400 円 ○給食費 実費分 ○修学旅行費(限度額あり) 交通費・宿泊費・見学料の実費分 ○校外活動費(限度額あり) 交通費・見学料の実費分 ○通学費(市内通学はなし) 実費分 ○医療費 対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、 疥せん、膿かしん、中耳炎、 慢性副鼻腔炎、アデノイド、 むし歯、寄生虫病 ○進学等準備金(中学校 3 年生時) 20,000 円	【募集期間】 ○新入学予定者 ①入学前に新入学用品費の受給を希望する者 1～2 月上旬 (※3 月支給) ②上記以外 入学後～4 月中旬 ○在校生 ①新学年前の 2 月頃まで ②4 月以降随時 【給付期間】 経済的理由によって就学困難と認められる期間	在学する小・中学校 佐賀県教育委員会 教育総務課 TEL:(0954)23-5170

◎高校・大学等への進学者又は在学者対象

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
高等学校等就学支援金 	(公立) 佐賀県内の公立高等学校に在学する生徒 ※世帯の年収目安が約 910 万円未満の場合が支給対象 (傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の発生に伴い、世帯年収が約 590 万円未満相当まで減少した場合を含む)	支給額 ・全日制 月額 9,900 円 ・定時制 月額 2,470 円 ・通信制 1 単位 100 円 ※「学校が受け取り、授業料に充当」 ※単位制の場合は、履修単位数に応じた支給 (支給対象単位数に上限あり)	【申請期間】 入学時及び毎年 6～7 月頃 ※傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の場合は上記事由の発生後、随時 【支給期間】 高等学校の標準的な修業年限とされている 36 月まで原則支給 (定時制・通信制課程については原則 48 月まで)	在学する高等学校等 (公立) 佐賀県教育委員会 事務局 教育総務課 TEL:(0952)25-7223 (私立) 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
	(私立) 佐賀県内の私立高等学校(全日制・通信制)、専修学校(高等課程)及び各種学校(国家資格者養成施設指定校)に在学する生徒 ※世帯の年収目安が約 910 万円未満の場合が支給対象 (傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の発生に伴い、世帯年収が約 590 万円未満相当まで減少した場合を含む)	支給額 ・年収目安 590 万円未満の世帯 月額 33,000 円 ※上限額 (授業料が 33,000 円未満の場合は授業料相当額を支給) ・年収目安 910 万円未満の世帯 月額 9,900 円		

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
高校生等奨学給付金 	7月1日時点で次の要件のすべてを満たす世帯 1. 保護者等が佐賀県内に住所を有する 2. 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護受給世帯、7月1日以降家計急変で非課税とみなすことができる世帯含む） 3. 生徒が高等学校等に在学している（＝就学支援金の支給対象校） 4. 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない ※（前倒し給付） 新入生で4月1日時点において上記要件を満たす世帯	支給額（年額） ・生活保護受給世帯 国公立 32,300円 私立 52,600円 ・道府県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯 国公立 123,100円（通信制 専攻科 52,500円） 私立 137,600円（通信制 専攻科 52,100円） ・道府県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯で15歳（中学生除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 国公立 149,700円（通信制 専攻科 52,500円） 私立 152,000円（通信制 専攻科 52,100円） ※前倒し給付については、年額の1/4を前倒して給付	【申請期間】 （公立） ・前倒し 6月上旬 ・通常分 7～9月上旬 （私立） ・前倒し 6月上旬 ・通常分 7月中旬～9月末頃 ※（公立・私立共家計急変の場合は、2月末まで随時受付） 【支給期間・時期】 （公立） ・前倒し 6月末 ・通常分 9月 （私立） ・前倒し 随時 ・通常分 11～12月	在学する高等学校等 （国公立） 佐賀県教育委員会事務局 教育総務課 TEL:(0952)25-7223 （私立） 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
私立高等学校等入学金等減免補助金 	当該年度の新入生で、7月1日現在在学しており、就学支援金の加算ありの適用を受ける生徒 世帯年収 590万円未満程度	減免額（上限） 27,000円 ※保護者負担額の1/4 [対象学校] 佐賀県内の私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)	【申請期間】 在学する高等学校等が定める期間	在学する高等学校等 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
私立高等学校専攻科修学支援金 	佐賀県内の私立高等学校専攻科に在学する生徒 ※所得基準あり	支給額 ・年収目安 270万円未満の世帯月額 35,600円 ※上限額は授業料が35,600円未満の場合は授業料相当額を支給 ・年収目安 270～380万円未満の世帯 授業料の月額に相当する額の1/2（授業料が35,600円の場合は17,800円）	【申請期間】 入学時及び毎年6～7月頃 【支給期間】 高等学校専攻科の標準的な修業年限とされている24月まで原則支給	在学する高等学校 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
将来を担う介護人材の支援事業 	下記の高校に在学し、福祉系コースを選択している者 1. 介護福祉士の受験資格を得られる高校（嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校） 2. 介護職員初任者研修の修了資格を得られる高校（唐津青翔高校、牛津高校、多久高校、佐賀女子高校、佐賀清和高校、敬徳高校）	支給額（年額） 被服費（介護実習に必要なものに限る）、実習費、教材費（福祉系高校に特有の教材費に限る）等介護に関する資格の取得に必要な経費（下記の金額を上限） 1. 介護福祉士の受験資格を得られる高校 (1)1年生に係る補助金額 45,000円 (2)2年生に係る補助金額 43,000円 (3)3年生に係る補助金額 37,000円 2. 介護職員初任者研修の修了資格を得られる高校 (1)1年生に係る補助金額 1,000円 (2)2年生に係る補助金額 21,000円 (3)3年生に係る補助金額 18,000円	【申請期間】 生徒からの申請不要（在学する高等学校より現物給付）	在学する高等学校 佐賀県健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当 TEL:(0952)25-7105

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
将来を担う介護人材の支援事業費補助金(通学支援金) 	次の(1)～(3)すべてに該当する者 (1)介護福祉士の受験資格を得られる高校(嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校)の介護福祉士養成課程に在席する生徒であること (2)月額5千円以上の通学費がかかること (3)佐賀県育英資金制度における高額通学費加算の貸与を受けていないこと	支給額 通学費から1月あたり5千円を控除した額	【申請期間】 4月、随時 【支給期間・時期】 8月、1月、翌4月の3回	在学する高等学校 佐賀県健康福祉部長寿社会課 介護指導担当 TEL:(0952)25-7105
佐賀県育英資金 	高等学校等育英資金 次の1～3の要件のすべてを満たす者 1.高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学している者 2.親権者(又は未成年後見人)が佐賀県内に居住 3.学費負担が著しく困難な家庭(学力基準なし)学費負担が困難な家庭(学力基準あり) ※給与所得者4人家族の目安(父母の所得合計)310万円(学力基準なし)620万円(学力基準あり)	貸与額(上限) ○基礎額 月額18,000円 ○私立学校加算額 月額12,000円 ○高額通学費加算額(県内高校等へ在籍する学生対象) 毎月の通学費から5,000円を控除した額 ○入学時加算金(国公立) 100,000円 (私立) 200,000円	【募集期間】 ○予約募集(中学校3年生) 9月頃 ○在学募集 4月頃 ○随時募集 5月～2月頃 【貸与期間】 在学している学校の正規の修学期間が満了する月まで	佐賀県教育委員会事務局 教育総務課 TEL:(0952)25-7148 ※返還免除条件 (高額通学費加算で貸与した額のみ対象) ※返還期間中に通算5年間佐賀県内に在住し、かつ就業した方で、所定の時期に手続が必要
	海外留学用育英資金 県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学又は入学が決定している者	佐賀県が行う海外留学等助成事業の対象となる海外留学 貸与額(上限) ・長期留学 1,000,000円以内 ・研修旅行 200,000円以内	【申請期間】 海外留学決定後、随時	
武雄市奨学資金 	経済的な理由により、大学又は高等学校及び高等専門学校の修学が困難な者 ※居住要件・成績等基準あり	貸与額(年額) ・高等学校等 144,000円 ・大学 240,000円	【募集期間】 毎年3月 【貸与期間】 在学している学校の正規の修学期間	武雄市教育委員会教育総務課 TEL:(0954)23-5170
生活福祉資金貸付金 	佐賀県内に居住する低所得者世帯 ※原則として、佐賀県育英資金、日本学生支援機構など他の奨学金制度の利用が優先	貸与額(上限) 教育支援資金 ○教育支援費 ・高等学校 月額35,000円 ・高等専門学校・短期大学・専修学校(専門課程) 月額60,000円 ・大学 月額65,000円 ○就学支度費 500,000円	【募集期間】 ○予約募集 毎年11月～1月頃 ○在学募集 随時	武雄市社会福祉協議会 TEL:(0954)26-8013
佐賀県高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業 	高等学校等の定時制・通信制課程に在学する生徒で、一定の要件を満たす者 ※履修教科数の基準あり	高等学校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与 定時制課程・・・教科書 通信制課程・・・教科書・学習書	【申請期間】 在学する高等学校等が定める期間	在学する高等学校 佐賀県教育委員会事務局 学校教育課 TEL:(0952)25-7228

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
佐賀県高等学校 定時制・通信制 課程修学奨励金 無利子貸付	佐賀県内に所在する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に職業につきながら在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な者	貸与額(月額) 14,000円	【申請期間】 詳細はお問い合わせください。 【貸付期間】 貸付けを受けた月数を通算して48月以内	在学する高等学校 佐賀県教育委員会 事務局 学校教育課 TEL:(0952)25-7228
佐賀県高等学校 定時制課程夜食 費補助 給付	県立高等学校の定時制課程に在学する者で、一定の要件を満たす者のうち補助を希望する者	夜間給食の食材費のうち、主食(米・パン・麺)と牛乳の購入に要する経費の全額	【申請期間】 随時 【支給期間】 補助申請があった日の属する月の初日から当該年度内	在学する高等学校 佐賀県教育委員会 事務局 保健体育課 TEL:(0952)25-7234
日本学生支援 機構奨学金 無利子貸付	第一種奨学金(無利子) 国内の大学・短期大学・大学院・高等専門学校及び専修学校(専門課程)に在学する特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学が困難な者 ※学力・所得等基準あり 無利子貸付 ※3 上記金額は各区分の最高月額です。奨学金申込時の生計維持者の収入が一定以上の場合には最高月額は利用不可。 ※4 給付奨学金と併用する場合、貸与月額が制限されます。 第二種奨学金(有利子) 国内の大学・短期大学・大学院・高等専門学校(4・5年生)及び専修学校(専門課程)の学生及び生徒で第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者 ※学力・所得等基準あり 有利子貸付	貸与額(月額) ・大学 国公立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 51,000円 私立(自宅通学) 54,000円 (自宅外通学) 64,000円 ・短期大学・専修学校(専門課程) 国公立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 51,000円 私立(自宅通学) 53,000円 (自宅外通学) 60,000円 ・高等専門学校(1～3年生) 国公立(自宅通学) 21,000円 (自宅外通学) 22,500円 私立(自宅通学) 32,000円 (自宅外通学) 35,000円 ※1 大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校(4,5年生)は、設置者・通学形態により月額20,000～50,000円(高等専門学校1～3年生は月額10,000円)を選択することも可能 ※2 高等専門学校の4,5年生の月額は短期大学・専修学校(専門課程)と同じ ・大学院 修士・博士前期課程、専門職大学院課程 50,000円又は88,000円 博士課程、博士後期課程等 80,000円又は122,000円 貸与額(月額) 20,000～120,000円(1万円単位)から選択 (大学院の場合) 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択 ※私立大学の医・歯学課程及び薬・獣医学課程並びに法科大学院の法学を履修する課程は増額が可能な場合あり	※詳細については、在学している学校等へお問い合わせください。 【募集期間】 ○予約採用 毎年春頃(在学する高校の奨学金担当窓口にお問い合わせください) ○在学採用 毎年春及び秋頃 【貸与期間】 原則奨学生採用月から卒業(修業年限の終期)まで 【緊急採用・応急採用】 家計の急変(生計維持者の失業・破産・事故・病気・死亡・災害等)で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みができます。 【返還】 貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目の月から返還開始 経済困難・失業・傷病・災害などで返還が困難になった時には救済制度があります。(返還総額は変更なし) ○減額返還制度 毎月の返還額を減額し、返還期間を延長(1/2又は1/3) ○返還期限猶予制度 月々の返還を延伸 ※返還方式は、第一種奨学金のみ「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」から選択できます。	(申込みについて) 在学する学校の奨学金担当窓口 (貸与・給付及び返還に関する問合せ) 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL:(0570)666-301 (ナビダイヤル) 平日 9:00～20:00 ※携帯電話・アナログ回線、IP電話等ナビダイヤルが使えない場合は下記まで TEL:(03)6743-6100

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
日本学生支援機構奨学金	入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 入学月を始期として、上記いずれかの奨学金の貸与を受ける者で増額の貸与を希望し、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない者 ※所得等基準あり <div style="text-align: center;">有利子貸付</div>	貸与額(初回振込時に1回振込み) 100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円から選択	※前ページと同じ	(申込みについて) 在学する学校の奨学金担当窓口 (貸与・給付及び返還に関する問合せ) 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL:(0570)666-301 (ナビダイヤル) 平日 9:00~20:00 ※携帯電話・アナログ回線、IP電話等ナビダイヤルが使えない場合は下記まで TEL:(03)6743-6100
	給付奨学金 特に優れた学生・生徒で、経済的理由により極めて修学に困難がある者 ※学力・所得等基準あり ※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校へお問い合わせください。 <div style="text-align: center;">給付</div>	給付額(月額) 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等が対象となります。令和6年度より対象の変更が予定されていますので、最新の情報は、文部科学省や日本学生支援機構のホームページをご確認ください。 対象学種:大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程) ※進学する学校が国又は自治体の確認を受けている必要があります。 給付月額:約1.8万円~7.6万円(住民税非課税世帯の場合2/3または1/3の額) ・文部科学省ホームページ 高等教育の修学支援新制度について http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm ・日本学生支援機構ホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html	【募集期間】 <input type="radio"/> 予約採用 毎年春頃(在学する高校にお問い合わせください) <input type="radio"/> 在学採用 毎年春及び秋頃 【給付期間】 原則奨学生採用月から卒業(修業年限の終期)まで 【家計急変採用】 家計の急変(生計維持者の死亡・事故・病気・失職・災害、家庭内暴力からの避難等)で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みができます。	


◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
特別支援教育 就学奨励費 <div style="text-align: center;">給付</div>	特別支援学校及び県立中学校、市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒 (通級学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒を含む) ※所得基準あり ※要保護・準要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外	給付額(年額) ※一部限度額あり <input type="radio"/> 学校給食費 実費分の1/2 <input type="radio"/> 通学費 実費分又は実費分の1/2 <input type="radio"/> 職場実習交通費(中学校のみ) 実費分又は実費分の1/2 <input type="radio"/> 交流及び共同学習交通費 実費分又は実費分の1/2 <input type="radio"/> 修学旅行費 実費分の1/2 <input type="radio"/> 校外活動等費 実費分の1/2 <input type="radio"/> 学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 <input type="radio"/> 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 <input type="radio"/> 拡大教材費 実費分の1/2	【申請期間】 随時	在学する学校 武雄市教育委員会 教育総務課 TEL:(0954)23-5170

◎介護福祉士等を志望する者

名称	資格	貸付額等	貸付期間等	問い合わせ先
介護福祉士 修学資金等貸付 金 	卒業後、介護福祉士・社会福祉士国家資格を取得・登録し、佐賀県内の介護福祉施設等で、その業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者 ・佐賀県内の介護福祉士等養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者(佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者)もしくは佐賀県在住者	貸付額(上限) ・通学を要する養成施設 月額 50,000 円以内 ○入学準備金 200,000 円以内 ○就職準備金 200,000 円以内 ○国家試験受験対策費用 40,000 円以内 ・通信制の社会福祉士養成施設 月額 20,000 円以内 ○入学準備金 100,000 円以内 ○就職準備金 100,000 円以内 ※就職準備金は、新たに就職する場合や他業種から転職を希望する場合に貸付対象となる。 ※国家試験受験対策費用は介護福祉士のみ貸付対象となる。	【募集期間】 4 月～5 月頃 【貸付期間】 養成施設等に在学する期間 返還免除条件 次のいずれかに該当 1. 卒業後、1 年以内に資格を取得・登録し、県内で5年間継続して当該業務に従事 2. 従事期間中に、業務上の理由による死亡や業務に起因する心身の故障により業務継続ができなくなったとき	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター Tel:(0952)28-3406
介護福祉士実務者研修受講資金 	次の要件をすべて満たす者 1. 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す者 2. 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家試験を受験予定の者 3. 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある者 4. 他の都道府県の本資金を借入していない者	貸付額(上限) 200,000 円以内 (授業料、実習費、教材費、学用品、国家試験受験手数料等)	【募集期間】 4 月～(随時) ※当該年度予算に達し次第終了 【募集人員】 35名程度 返還免除条件 介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に登録を行い、県内で2年間継続して介護等の業務に従事	

◎保育士を志望する者

名称	資格	貸付額等	貸付期間等	問い合わせ先
保育士修学資金 貸付金 	卒業後、佐賀県内並びに国立の施設等において保育士として保育業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者 1. 佐賀県内の保育士養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者(佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者) 2. 学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ家庭の経済状況等から真に本就学資金の貸付が必要と認められる者	貸付額(上限) 月額 50,000 円以内 (総額 1,200,000 円以内) ○入学準備金 200,000 円以内 ○就職準備金 200,000 円以内	【募集期間】 4 月～5 月頃 【貸付期間】 原則として2年間 ※正規の修学期間が2年を超える場合は、2年間に相当する金額の範囲内で、申請時から卒業までの正規の修学期間を貸付期間とする。 返還免除条件 上記、介護福祉士修学資金等貸付金の返還免除条件と同じ	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター Tel:(0952)28-3406

◎ひとり親家庭等対象

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
母子父子寡婦 福祉資金貸付金  ※連帯保証人をたてない場合は、一部有利子貸付	1. 母子家庭の母 2. 父子家庭の父 3. 寡婦 4. 40歳以上の配偶者のいない女子(母子家庭の母及び寡婦を除く) ※一部資金については児童本人が貸付対象	貸与額(上限) ○修学資金(月額) ・高等学校・専修学校(高等課程) 国公立(自宅通学) 27,000円 (自宅外通学) 34,500円 私立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 52,500円 ・専修学校(一般課程) (専門課程) 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 78,000円 私立(自宅通学) 89,000円 (自宅外通学) 126,500円 ・高等専門学校(1～3年生) 国公立(自宅通学) 31,500円 (自宅外通学) 33,750円 私立(自宅通学) 48,000円 (自宅外通学) 52,500円 " (4～5年生) 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 76,500円 私立(自宅通学) 98,500円 (自宅外通学) 115,000円 ・短期大学 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 96,500円 私立(自宅通学) 93,500円 (自宅外通学) 131,000円 ・大学 国公立(自宅通学) 71,000円 (自宅外通学) 108,500円 私立(自宅通学) 108,500円 (自宅外通学) 146,000円 ・大学院 修士課程 132,000円 博士課程 183,000円 ○就学支度資金(一時金) ・小学校(所得税非課税) 64,300円 ・中学校(所得税非課税) 81,000円 ・高等学校・専修学校(高等課程) 国公立(自宅通学) 150,000円 (自宅外通学) 160,000円 私立(自宅通学) 410,000円 (自宅外通学) 420,000円 ・専修学校(一般課程) (自宅通学) 150,000円 (自宅外通学) 160,000円 ・短期大学・大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校 国公立(自宅通学) 410,000円 (自宅外通学) 420,000円 私立(自宅通学) 580,000円 (自宅外通学) 590,000円 ・修業施設(中学校卒業) (自宅通学) 150,000円 (自宅外通学) 160,000円 (高等学校卒業) (自宅通学) 272,000円 (自宅外通学) 282,000円 ○修業資金 子どもが事業開始又は就職するために知識技能を習得する場合 月額 68,000円 運転免許取得 460,000円	【受付期間】 随時 ※資金の種類によっては、申請書の提出期限が決められている場合がありますので、早めにご相談ください。 【貸与期間】 在学する学校の標準修業年限	武雄市福祉部 こども家庭課 子育て相談係 TEL:(0954)23-9129

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
母子父子寡婦 福祉資金貸付金 無利子貸付	※前のページと同じ	○就職支度資金(一時金) 一般 105,000 円 通勤用自動車購入 340,000 円	※前のページと同じ	武雄市福祉部 こども家庭課 子育て相談係 TEL:(0954)23-9129

◎生活保護受給世帯対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
生活保護法に よる教育扶助費 給付	生活保護受給世帯対象 小学校・中学校に入学又は 在学する者等がいる生活 保護受給世帯で要件に 該当する者	給付額(上限) ○基準額 小学生 月額 2,600 円 中学生 月額 5,100 円 ○教材代 ○学校給食費 } 必要最小限度の額 ○通学費 } ○学習支援費(クラブ活動費等) 小学生 年額 16,000 円以内 中学生 年額 59,800 円以内 ○入学準備金(入学時) 小学生 64,300 円以内 中学生 81,000 円以内	【受付期間】 随時	武雄市福祉部 福祉課 保護係 TEL:(0954)23-9235
生活保護法に よる高等学校等 就学費 給付	生活保護受給世帯対象 高等学校等に就学し卒業 することが当該世帯の自 立助長に効果的であると 認められる者がある生活 保護受給世帯で要件に該 当する者	給付額(上限) ○基本額 月額 5,300 円 ○教材代 ○授業料 } 必要最小限度の額 ○入学料 } ○通学費 } ○入学考査料 30,000 円以内 ○学習支援費(クラブ活動費等) 年額 84,600 円以内 ○入学準備金(入学時) 87,900 円以内	【受付期間】 随時	
生活保護法に よる進学準備 給付金 給付	生活保護受給世帯対象 次のア又はイに該当 ア 18 歳に達する日以後の 最初の 3 月 31 日までの 間にある者 イ 18 歳に達する日以後の 最初の 3 月 31 日を経過 した者で、次のいずれか に該当するもの ①高等学校等就学者であ って当該高等学校等を 卒業し又は修了した後直 ちに特定教育訓練施設 に入学しようとするもの ②高等学校等就学者であ った者であって、当該高 等学校等を卒業し又は 修了した後一年を経過す るまでの間に特定教育訓 練施設に入学しようとするもの。(ただし災害その他やむを得ない事由があった場合に限る。)	給付額 ○進学準備給付金 自宅通学 100,000 円 自宅外通学 300,000 円 特定教育訓練施設 大学、短期大学、専修学校、職業 能力開発大学校・短期大学校、水 産大学校、海上技術短期大学校・ 海技大学校、国立看護大学校 など	【支給時期】 特定教育訓練施設へ の進学が確実であると 見込まれた時点 ※要申請	
生活保護法に よる技能修得費、 就職支度費 給付	生活保護受給世帯対象 生活保護受給世帯で生 計の維持に役立つ生業に 就くために必要な技能を 習得する経費を必要とする 者又は就職の確定した 者に対し実施機関が必要 と認めた者	給付額(上限) ○技能修得費(技能を習うとき) 84,000 円以内 ○就職支度費 32,000 円以内	【受付期間】 随時	